

辰野町病児・病後児保育の受け入れ基準

【利用できる場合】

1. 病気の回復期、又は急性期でも症状が安定して急変が予想されない場合、事前に医療機関を受診して診断を受け、『医師連絡票』を提出できる児童。
2. 当面集団保育が困難で、保護者の勤務などの都合により家庭で保育を行うことが困難な児童。
3. 1歳から小学6年生までの児童。
4. 体温が 38.5℃未満で、感冒症状、急性上気道炎や各疾患について示した基準を満たす場合。食事や水分を摂れ、脱水症状の兆候がなく、呼吸状態が落ち着いている場合。

【利用できない場合】

1. 医師による診断を受けていない場合
2. 所定の『医師連絡票』を提出できない場合
3. 以下の症状がある場合
 - ◆38.5℃以上の発熱が続いている
 - ◆嘔吐・下痢がひどく、脱水症状の兆候がある
 - ◆咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく呼吸困難である(喘息発作を含む)
 - ◆ほとんど飲んだり食べたりできない
 - ◆持病や免疫抑制剤の使用等により免疫力が低下している
 - ◆てんかん発作が頻回に起こっている
 - ◆インフルエンザ等感染症流行時には発生直後で検査を受けるために適正なタイミングが経過していない場合

病名	病児・病後児保育
新型コロナウイルス	発症日を0日目として5日間かつ症状軽快後 24 時間を経過してから
はしか(麻疹)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症後3日目から、38.4℃以下で食事・水分の摂取が可能
風疹	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	発症後4日目から、症状の回復傾向がみられたら
咽頭結膜炎(プール熱)	症状が安定していれば(隔離で対応)
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が軽快してから利用可能
百日咳	咳消失後または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了後
腸管出血性大腸菌感(0-157 など)	症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められたら、希望があれば利用可能
溶連菌感染症	抗菌薬を飲み始めていれば利用可能
マイコプラズマ肺炎	抗菌薬を内服していれば利用可能
手足口病	発症後1日目から、症状が安定していれば利用可能
伝染性紅斑(リンゴ病)	希望があれば利用可能
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)	38.4℃以下で食事・水分の摂取が可能 過去 24 時間以内に、下痢・嘔吐の症状がない
ヘルパンギーナ	発症後1日目から、症状が安定していれば利用可能
RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス 感染症	症状が落ち着いていれば利用可能
带状疱疹	症状が軽快したら利用可能
突発性発疹	医師による病児保育の許可があれば利用可能
伝染性膿痂疹(とびひ)	発症時から利用可能
結核	感染の恐れがないと医師が認めてから

(厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」参照)

※発症後の日数は、発症日を0日目として数える。

※解熱後とは、原則として(解熱剤の使用なく)37℃台に解熱したことを指す。